EDINET提出書類 モルガン・スタンレー(E05871) 訂正発行登録書

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【会社名】 モルガン・スタンレー

(Morgan Stanley)

【代表者の役職氏名】 授権署名者 山来 信子

(Nobuko Yamaki, Authorized Signatory)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州

ニューヨーク、ブロードウェイ1585 (1585 Broadway, New York, New York

10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

早 田 同 尚 史 伊 藤 公 洋 同 同 香 西 佑 樹 同 上 部 大 樹 同 前田康熙

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日令和 6 年 9 月27日効力発生日令和 6 年10月 5 日有効期限令和 8 年10月 4 日

発行登録番号 6 - 外 1 発行予定額又は発行残高の上限 7,800億円

発行可能額 754,316,422,819円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止

期間は、令和7年10月15日(提出日)である。

【提出理由】 令和6年9月27日付発行登録書につき、令和7年10月

15日に提出された臨時報告書を発行登録書の参照情報とするため、本訂正発行登録書を提出するものであ

る。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

EDINET提出書類 モルガン・スタンレー(E05871) 訂正発行登録書

【訂正内容】

(訂正箇所には下線を付している。)

(第二部 参照情報 第1 参照書類を以下のように訂正する。)

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2024年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日) 令和7年6月30日関東財務局長に提出 事業年度 2025年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日) 令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 2025年中(自2025年1月1日 至2025年6月30日) 令和7年9月29日関東財務局長に提出 事業年度 2026年中(自2026年1月1日 至2026年6月30日) 令和8年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(令和7年<u>9</u>月<u>29</u>日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年7月14日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2024年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日) 令和7年6月30日関東財務局長に提出 事業年度 2025年度(自2025年1月1日 至2025年12月31日) 令和8年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 2025年中(自2025年1月1日 至2025年6月30日) 令和7年9月29日関東財務局長に提出 事業年度 2026年中(自2026年1月1日 至2026年6月30日) 令和8年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(令和7年10月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和7年7月14日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(令和7年10月15日)までに、金融商品取引 法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時 報告書を令和7年10月15日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。